

神奈川県土地家屋調査士会長及び同政治連盟会長名で「登記の事務・権限等の地方移譲
反対について請願」を横浜市会議長宛に提出し、同議会にて採択されましたので、報告い
たします。

平成24年7月4日
神奈川県土地家屋調査士会
会長 海野 敦郎 (印略)

請 願 書

平成24年5月23日

横浜市会議長
佐藤 茂 様

請願者

住所 横浜市西区楠町18番地

氏名 神奈川県土地家屋調査士会
会長 海野 敦郎

印

氏名 神奈川県土地家屋調査士政治連盟
会長 福本 正幸

印

件名 登記の事務・権限等の地方への移譲反対について

請願項目

横浜市会におかれましては、平素より横浜市民のため市政にご尽力されておりますことに敬意を表しますとともに、土地家屋調査士制度の健全な発展にご理解をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

昨年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」では、国の出先機関の原則廃止の姿勢の下、地方自治体への事務・権限等の移譲など抜本的な改革を進めることが定められました。私どもは、「国と地方の役割分担の見直しを行い、事務・権限を地方自治体に移譲することなどにより抜本的な改革を進め、地域における行政を地方自治体が自主的かつ総合的に実施できるようにする」という同大綱に定める国の出先機関改革の理念については反対するものではありません。しかし、「法務局が行う事務・権限を地方に移管すること」につきましても、私ども土地家屋調査士の業務は法務局等が行う事務と密接に関係することからその理念の実現を目指すことと反するものであることを知る者として懸念を抱き、下記のとおり請願いたします。

地方自治法第99条の規定による、「法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移管することについて、全国の市町村に一律に移譲するのではなく、国としての統一性、地方の実情・規模・能力等を踏まえた上で検討すべきである」という意見書を国会並びに関係行政機関（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、行政改革担当大臣、総務大臣、法務大臣あて）に提出されますよう、お願いをいたします。

請願の理由・経緯等

1. 法務局等が行う登記制度は、国民の重要な財産を守り、不動産取引の安全に寄与する信用制度であり、中立性・公正性の高い機能を有している。また、国民の権利擁護に係るものであり、全国統一した法解釈や運用を要し、統一した事務処理基準を堅持する必要がある。筆界の判断において、土地の所有者等権利者の認識とは異なる場合であっても、国が示す統一基準ゆえに受け入れられるものであり、それは法14条地図整備事業の限りなくゼロに近い筆界未定率からも明らかである。よって、国の機関である法務局の事務、または第1号法定受託事務として、全国的に統一した基準により直接実施しなければならないことを申し述べる。
2. 法務局等の登記官が職務を遂行するに当たっては、民法、不動産登記法、会社法、民事訴訟法等のその高度な法律的専門的知識・能力に基づく判断が求められている。地方に移管された場合、規模の小さな地方自治体及びその職員の能力について著しい負担が生じるとともに、その地域の財政状況の格差その他の事情によって能力の格差が生じることも懸念される。登記は不動産取引等経済活動に密接に関係するものであり、安全安心に、さらに迅速円滑に処理され続けなければならない。したがって、登記事務に従事する専門職員の教育及び研修は、長期的な視点をもって、国が一元的・体系的に行うべきであることを申し述べる。

議 議 第 2 9 5 号
平成 2 4 年 6 月 2 2 日

神奈川県土地家屋調査士会
会長 海 野 敦 郎 様

横浜市会議長
佐 藤 茂



請願審査の結果について（通知）

件 名 請願第 5 号 登記事務・権限等の地方への一律的な移譲に
反対する意見書の提出方について

平成 2 4 年 5 月 2 3 日 受理いたしました標記請願書につきましては、
平成 2 4 年 6 月 2 1 日 市会本会議において、次のとおり決定されましたので、
通知いたします。

採 択

本会議会議録及び委員会記録の閲覧について

本会議の会議録及び常任委員会の記録の閲覧につきましては、市民情報センター（市庁舎1階）、中央図書館、各区図書館及び市会ホームページで御覧頂けます。

なお、平成24年第2回定例会につきましては、定例会最終日（6月21日）から、本会議の会議録については概ね3カ月後、常任委員会の記録については概ね2カ月後の配架及び掲載を予定しております。

横浜市議会事務局議事課
電話：045(671)3045

登記事務・権限等の地方への一律的な移譲に反対する意見書

平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」において、国の出先機関は原則廃止するとの姿勢のもと、事務・権限を地方自治体に移譲することにより抜本的な改革を進め、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるようにすると定められた。

本市を初めとした指定都市は、周辺地域も含めた広域的な行政サービスを提供するとともに、福祉・医療施策など大都市特有の行政需要に効率的・効果的に対応することが求められている。このことから、総合的で一元的なサービス提供のため、府県の事務はもとより、国の事務・権限であっても、真に国が担うべきものを除き指定都市へ移譲すべきであり、国の出先機関の原則廃止に向けた改革を一層推進する必要がある。

とりわけ、法務局の行う登記事務は、国の行う事務の中でも住民に身近な事務の一つであり、戸籍事務等とあわせ、総合的で一元的な行政サービスの提供、市民の利便性の向上が期待できるものである。

一方で登記事務を処理するに当たっては、中立性・公正性を第一として全国統一の事務処理基準によらなければならないことはもとより、民法、不動産登記法等の高度な専門知識・能力に基づく判断が求められる。地方に一律に移管された場合、自治体間で対応能力に差が生じることも懸念されるため、地方の実情・規模・能力等を踏まえた上で検討する必要がある。

よって、国におかれては、登記の事務・権限の地方への移譲に当たっては、広範な議論を尽くし、慎重に検討されることを強く要望する。

ここに横浜市議会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月21日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣

あて

横浜市議会議長

佐藤 茂